

平成 31 年(2019 年)度 JEES 留学生奨学金(少数受入国) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、奨学金事業の充実のため、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES 奨学金」の運用に供している。これにより、「平成 31 年(2019 年)度 JEES 留学生奨学金(少数受入国)」の奨学生を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学金は、我が国が受け入れている留学生のうち、少数受入国出身者で、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 私費外国人留学生のうち正規生として或いは大学間(学部間も含む)学生交流協定に基づき日本の大学(大学院を含む。以下「大学」という)に、
 - (ア)2019 年 4 月に在籍する者。
 - (イ)2019 年度秋学期に入学予定の者。
- (2) 採用された場合の受給期間(休学及び留年期間を除く)が 1 学年相当以上ある者。
- (3) 別紙に記載する国の出身者で、在留資格が「留学」であること。
- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給月額合計が 48,000 円以下である者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]
- (5) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれらの活動への意欲のある者。
- (6) 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- (7) 過去、本奨学金を受給したことがない者。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

3. 採用人数

15 名程度

4. 支給内容

月額奨学金 50,000 円

5. 支給期間

以下の時期より最長 2 年間。ただし、推薦を受ける大学での在籍期間中に限る。

(ア)2019 年 4 月: 2019 年 4 月時点において大学に在籍する者

(イ)2019 年 9 月又は 10 月: 2019 年度秋学期に入学予定の者

なお、支給期間内に在籍課程を修了し同一大学の上位課程に進学した者は、所定の手続きにより支給期間の終了まで継続受給できる。

6. 応募・推薦方法

大学の長は、2 に挙げる応募資格に該当する者について、7 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

7. 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1 葉
- (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) 1通

8. 応募・推薦書類の提出期限

2019 年 5 月 10 日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、6により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、受給者を決定する。結果は、2019年7月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

10. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び本奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて本協会へ報告しなければならない。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、本協会へ報告しなければならない。
- (5) 受給者は、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等に可能な限り参加しなければならない。

12. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

13. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金受給者として採用された場合は、受給期間終了まで本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 在籍する大学の留学制度を利用して海外に留学する場合、長期休暇又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。

14. 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 応募書類を本奨学金の受給者を決定する選考の際に利用する。
- ② 応募書類に記載された個人情報を奨学金支給事務のために利用する。
- ③ 応募書類に記載された個人情報を奨学金授与式または交流会等の開催時に利用することがある。
- ④ 応募書類に記載されたメールアドレスあるいは電話番号を当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用する。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会のホームページ等において広報目的に使用することがある。

平成 31 年(2019 年)度 JEES 留学生奨学金(少数受入国)

対象国一覧

【アジア】

東ティモール、ブータン、モルディブ

【中東】

イエメン、イスラエル、イラク、オマーン、カタール、クウェート、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン

【アフリカ】

アルジェリア、アンゴラ、エリトリア、カーボヴェルデ共和国、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、スーダン、赤道ギニア、セーシェル、ソマリア、チュニジア、トーゴ、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マラウイ、マリ、南スーダン、モーリタニア、モーリシャス、リビア、リベリア、レソト

【大洋州】

ミクロネシア、マーシャル、キリバス、パラオ、サモア、ソロモン諸島、パプアニューギニア、バヌアツ、ニューカレドニア

【中南米】

アンティグア・バーブーダ、エクアドル、エルサルバドル、ウルグアイ、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントルシア、チリ、トリニダード・トバコ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ニカラグア、ハイチ、バハマ、バルバドス、パナマ、パラグアイ、ベネズエラ、ボリビア、ホンジュラス、

【欧州(NIS 諸国を含む)】

アイスランド、アゼルバイジャン、アルメニア、アルバニア、エストニア、コソボ共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

以上 106 ヶ国